

学位論文題名

不当利得とはなにか

学位論文内容の要旨

(一) 第一章総論では、近代的なドイツ不当利得論形成の立役者であった F. C. v. サヴィニーの不当利得論を重点的に考察した。サヴィニーは、その意思主義的な観点から、ローマ法以来のカズイスティッシュな諸々のコンディクチオを統一的に体系化した。その際、本論文ではサヴィニーの財産法体系に関する基本構想、なかでも所有権論のありかたに着目し、その積極的意義とその意思主義的な限界を明らかにした。同時にサヴィニー不当利得論の再発見という積極的立場を示すヤン・ヴィルヘルム説の問題点(いわゆる主観的権利の「消極的把握」)についても批判的に解明した。

(二) 第二章では侵害不当利得論を中心に「不当利得とはなにか」を追求した。

① まず第二章第一節では、侵害不当利得請求権のありかたをめぐるドイツにおける論争を批判的に分析し、よって「類型論」の存在意義の一側面を明らかにした。すなわち、いわゆる「給付」不当利得(datio-condictio)をモデルとする近代的不当利得の「法形象」とは独自に、特殊「所有権保護」を中心的な課題とする「侵害」不当利得請求権類型を理論的に析出することが不当利得「類型論」の大きな課題であった、という点を指摘した。そして、その基礎を与えたヴィルブルクとケメラの不当利得論ならびに権利の「割当内容説」の意義を確認し、その上で、伝統的不当利得論の法形象を重視するフルーメ学派、なかでも H. H. ヤコプスによる、ラディカルな形での「類型論」批判ならびに「割当内容説」批判の実相を明らかにし、あわせてそれに対する「反」批判をこころみた。

② 次に第二章第二節では、1971年1月7日のドイツにおける「飛行機旅行事件判決」を素材に、「不当利得とはなにか」を問いかけた。すなわち、未成年者による飛行機の不正搭乗による「不当利得」をめぐって、その場合の「利得」とは何であり、「損失」とは何であるのか。このケースにおいては「給付」不当利得が問題となるのか、それとも「侵害」不当利得が問題となるのか。さらに、ここで未成年者保護という法制度はどのような意味をもちうるのか。本稿はこれらの諸問題を、さしあたり「侵害」不当利得の枠組みでとらえ、さらに「価値賠償」のありかたと関連づけて考察した。それによって、客観的価値賠償説の優位性を論証し、筆者なりに「不当利得とはなにか」を論じようとした。

③ 第二章第三節では、不当利得法における「出費節約」観念の意義を批判的に解明した。すなわち、いわゆる「出費節約」観念による利得構成は、これまで判例・通説において当然のことと考えられてきたのであるが、新たな「類型論」においてもこの「出費節約」観念が大きな影響力をもってきた。その考察を通じて、とりわけ他人の財貨の無断使用・無断利用が問題となる「侵害」不当利得類型では、「利用したこと自体」が利得であって「出

費節約」観念に依拠する必要はないということを、ドイツの判例・学説の展開にも目配りしながら、具体的に論証した。

(三) 第三章では給付不当利得論を中心に「不当利得とはなにか」を追求した。

① まず第三章第一節ではヴェルナー・フルーメの不当利得論をてがかりに給付不当利得効果論の考え方を検討した。その際、「給付」不当利得論における伝統的な「差額説」批判のあり方に焦点を当てた。このような「差額説」批判は、不当利得「類型論」に課された今ひとつの検討課題であったはずだが、その問題を正面から論じたのは、むしろ「類型論」に対する批判者フルーメであった。フルーメはいかに不当利得を論じ、なかでも「給付」不当利得論を考え抜いたか。フルーメによる「差額説」批判はどのような意味をもつのか。フルーメによる「類型論」批判を正面からうけとめ、さらに「類型論」自体を前進させるためには、フルーメから何を学ぶ必要があるのか。本稿は、これらの問題を、歴史的に、かつまたドイツにおける判例・学説の展開とつきあわせて考察した。

② 次に第三章第二節では、市民法における未成年者保護と契約責任・不当利得責任のありかたを、ドイツ民法学の到達点にそくして分析した。その際、とりわけ取引関係の存在を前提とする「給付」不当利得法の場合、市民法上の法制度である「未成年者保護」が独特な形で自己を貫徹すべきであるとの観点を重視した。これに対して日本では、この問題が正面から論じられてきたとは言い難い。ところが、ドイツの判例・学説は、この問題を一個の理論的課題として設定し、かつ激しい「論争」も展開させてきた。私たちはそこから何を「教訓」として学びとるべきであろうか。このようなモチーフのもと、ドイツにおける「契約責任」と「不当利得責任」との関連性を、可能な限り有機的に考察しようとしたのが本稿である。

③ さらに第三章第三節では、他人所有中古自動車の売買契約が解除された場合において、「非」所有者である売主は、買主に対して「使用利益」の賠償請求権をもつか、という論点を考察した。すなわち、本稿で筆者は、この問題が正面から争われた1976年(昭51)2月13日の最高裁判決を中心的な素材としつつ、あわせてわが国の理論状況を再検討し、さらに「給付」不当利得効果論にも関連づけながら、契約解除の効果論を考察した。それを概括するならば次のように言える。すなわち、わが国の判例・通説である「直接効果説」を前提にする限り、「非」所有者である売主には「損失」がなく、したがって買主の売主に対する「使用利益」の返還義務は不当利得の特則としての「原状回復義務」の内容とはなりえない。ところが、最高裁は、直接効果説を維持しつつも、売主の買主に対する使用利益返還義務を承認した。この判決は、双務契約の当事者間では「物権変動の有因主義的構成」にとらわれず、むしろ双務契約当事者間におけるシナラグマ(対価的牽連関係)こそ重視すべきであるとする「給付」不当利得論の立場を実質的に採用したものであるのではないか。本稿は、このような課題意識のもと、あわせて山中康雄「契約解除論」と不当利得「類型論」との接点を見出そうとした。また、通常いわれる「使用利益」そのものの実態把握に関する類型論的な観点も試論的に提示した。

(四) 第四章では、わが国不当利得法規定である七〇三条以下のうち、七〇三条、七〇四条、七〇五条、七〇八条それぞれについて、法典調査会での議論とその後の判例の展開を中心に考察した。すでに立法過程において、「転用物訴権」の否定、客観的な価値賠償原

則の採用、金銭債務の特殊性の承認などが議論され、確認されていたことなどを可能な限り実証的に示した。そのうえで、とりわけ不当利得法における因果関係論についての特殊日本的継承ならびに運用の問題性に言及し、その「問題性」の必然的所産としてわが国判例における「転用物訴権」論や「騙取金銭」論などの基盤が形成された旨を指摘し、あわせてその不当利得法内在的な解決の方向性を提示しようとした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 瀬 川 信 久

副 査 教 授 藤 原 正 則

副 査 教 授 吉 田 克 己

学 位 論 文 題 名

不当利得とはなにか

(1) 現在のわが国の不当利得法学説は、衡平説から類型論への転換の過程にある。本研究は、川角氏が不当利得の類型論の立場から、現在も類型論と主に違法性説の論争の中にあるドイツの学説の検討を通じて、自身の類型論を構築してきた研究を一書にまとめたものである。この研究の基礎には、近代的な権利とは何かという、法律研究者としての氏の研究のモチーフがある。本書は、ドイツでの近代的な不当利得の創始者サヴィニーの不当利得論の検討(第1章)、侵害不当利得に関する論考(第2章)、給付不当利得に関する論考(第3章)、および、現行民法の立法過程から現在に至るわが国の判例・学説の整理と評価(第4章)の4章に分かれる。

(2) 第1章は、現在のドイツの侵害利得の効果論において類型論と対立する違法性説がサヴィニーの不当利得論に依拠することに注目し、サヴィニーの不当利得の全構想を検討する。結論として、サヴィニーは不当利得の要件としてあくまで権利侵害に注目し、しかも、侵害行為の側面に力点をおいたがゆえに、不当利得の準ネガトリア(妨害排除請求権)的な説明に親和的であったこと、そのゆえに、後の学説の一部(ヤコプス、ヴィルヘルム)がサヴィニーを論拠として、違法性説を発展させる契機になったことを指摘している。

(3) 第2章は、有体物ではない、収益・他人の労務を侵害した場合の不当利得の効果論に当てられている。

第1節「侵害不当利得返還請求権の基本的性格」は、収益の返還をめぐるケメラ、ヴィルブルグの類型論を批判するヤコプスの違法性説を検討して、類型論は、侵害利得と所有物返還請求権との連続性を明らかにし(権利継続的效果)、侵害をめぐる侵害者と権利者間の妥当なリスク分配から、客観的価値賠償を帰結しているがゆえに妥当であるとする。

第2節「不当利得とはなにか—いわゆる『飛行機旅行事件判決』(BGHZ55,128)の波紋」は、ルフト・ハンザに無賃搭乗した未成年者の責任をめぐる激しい論争があった連邦通常裁判所の判決を紹介し、問題点を整理し、その上で不当利得における価値賠償のあり方を違法性説と割当内容説の論争に即して検討するものである。結論として、使用・利用型の侵害利得では「損失」要件は不要で、侵害者は状態違法の危険を負担すべきであると類型論の立場を確認している。

第3節「不当利得における『出費節約』観念の意義」は、いわゆる衡平説が不当利得の返還義務を肯定する際に用いる「出費の節約」が、類型論の中にも混入していることを指

摘し、わが国の法典調査会の議論、ドイツの判例・学説を検討する。その上で、類型論からは、状態違法の危険の負担という観点から、出費の節約の擬制を用いずとも（通常の）価値賠償が肯定できるとする。

（４）第３章は給付利得の不当利得を対象とする。

第１節「給付不当利得効果論の考え方」では、無効・取消うる双務契約の巻き戻しにおいて給付物が受領者の下で帰責事由なく滅失した場合に、滅失の危険を受領者・給付者のいずれが負担するかという問題を論ずる。ドイツ法はいわゆる差額説から離脱するために様々な理論的な操作を要したが、結局はフルーメの「財産上の決定」という法律行為論に裏打ちされた解釈学上の道具立てが決定的な役割を果たしている。その意味で、類型論の敵対者といわれるフルーメは、実は類型論の先行者であったことを指摘している。

第２節「市民法における未成年者保護と契約責任・不当利得責任のありかた」は、未成年者の契約責任・不当利得責任で十分にその保護の必要性を意識しないわが国の学説に対する批判的観点を出発点に、ドイツの判例・学説を紹介し、検討したものである。

第３節「双務契約における解除の効果論と給付不当利得論」は、他人物売買で所有者から追奪を受け、売買契約を解除した買主の売主に対する使用利益の返還義務を肯定した最判昭和51年2月13日民集30巻1号1頁をめぐるわが国の学説を検討して、解釈論を提示する。結論として、使用利益の返還義務を肯定する部分ではいわゆる類型論の契約関係の清算を優先させる論理を支持し、解除の効果論では価値中立的な原状回復の機能を強調して、返還義務の根拠を目的不到達の不当利得と位置づける。その上で、乗用車などの耐久消費財では使用利益は給付物の損耗を伴うがゆえに、使用利益は給付自体の返還義務と考えるべきだとしている。

（５）最後の第４章「補論 日本不当利得法の『百年』－規定の成立史と判例の展開を中心に－」は、民法703条、704条、705条、708条について、法典調査会の議論を整理し、その後の主な判例・学説の展開をトレースし、民法典起草者の見解は衡平説よりも類型論に近く、転用物訴権を拒絶したことなどを主張する。さらに、清算関係を当事者間に制限するのが、いわゆる近代法的な類型論の立場だとし、金銭騙取の判例、転用物訴権に対して批判的な見解を示している。

（評価の要旨）

（１）本研究は、ドグマの争いのある不当利得法の重要問題について、類型論の本国であるドイツの理論的な争いを丹念に分析・整理した上で、不当利得の骨格を明らかにした点で、貴重な研究である。

（２）より具体的には、出費の節約の理論は、一旦は否定されたようでありながら、類型論の論者も間々利用していることを指摘する（第２章第３節）。さらに、侵害利得の権利継続的效果と客観的価値賠償への制限は、類型論者の間では常識化してはいたが、初めてドイツの学説の根幹に遡って丁寧に点検する（第２章第１節、第２節。第１章もその延長線上にある）。給付物が受領者の下で滅失した場合の双務契約の巻き戻しのあり方に関し、わが国の学説のみならずドイツの類型論も、検討が不十分であることを適確に指摘し、その上で、フルーメの見解の紹介を通じて、問題解明のための決定的な一歩を進める基礎作業を行っている（第３章第１節）。未成年者の責任に関する考察も、わが国でこの分野で明示的に問題の所在を指摘し、問題自体を意識させたものとして貴重な労作である（第３

章第2節)。給付利得での契約関係内での清算の要請と、価値中立的な清算を具体化させようという方向性も、類型論の成果を確認するものとして支持できる(第3章第3節)。

(3) このように、本研究は、類型論の紹介によって常識化したかに見えながら、実は学説が十分に自覚していなかった論点に関して、基礎的な検討を行い、類型論の理論的な基礎を強固にした点で、極めて高く評価される。わが国の学説は、この分野に限らず、外国の研究をその基礎にまで遡って検討することなく、その成果だけを直輸入することが少なくないが、本研究は、不当利得法に関してそういった欠陥を克服するものであり、皮相な研究態度に警鐘を鳴らすものでもある。このような研究は、対象であるドイツの学説を正確に深く理解し検討する、法律研究者としての極めて高い能力によって可能となっている。

(4) 以上のような本研究は、近代法のあるべき権利論というアリアドネの糸にひかれて、ドグマの迷宮ともいうべきドイツ不当利得法に分け入っている。近代法における権利論という強固な理論的なモチーフによってはじめて、このような分野でこのような研究が可能になったと思われるが、この点は、本研究には具体的な解釈論の成果が必ずしも多くないこと、いくつかの解釈論は問題を一定の角度からの分析するにとどまり、全体的な問題解決を目指していないこと、解釈論上の小さな問題の処理に大きな道具を使うことと結びついているように思われる。もっとも、これらのことは、法律学のあり方、法律学における解釈論の優位性をいかに考えるかに関係している。実定法研究者として、法解釈にどこまで仕事の力点をおくかという態度決定の問題でもあり、本研究の欠陥とすることはできない。

(5) 以上より、審査委員会は全員一致で本研究を高く評価し、学位授与に値すると結論した。